

平成21年7月31日
社会保険庁

平成20年度における国民年金保険料の納付率等について

1. 平成20年度における国民年金保険料の納付率等

①平成20年度分現年度納付率	62.1%
	(対前年度比 △1.9ポイント)
②平成18年度分最終納付率(平成20年度末)	70.8%
	(平成19年度末と比較して、+1.7ポイント)

※平成18年度分最終納付率とは、同年度分の保険料として、時効前(納期から2年以内)までに納付された保険料(平成18～20年度に納付されたもの)に係る納付率。

2. 上記納付率の実績を踏まえた取組結果の総括及び平成21年度の対応方針は、次のとおり。

(1)平成20年度取組結果に係る総括

- 経済状況の悪化に伴い失業した者など、第2号被保険者から第1号被保険者へ移行した者に対する取組が十分に実施できなかった。
- 市場化テスト受託事業者との協力・連携が十分に実施できなかったこと等により、その結果が十分に発揮されなかった。
- 年金記録問題への対応を最優先とする状況下で、職員等による納付督励等の取組が年間を通じて十分に実施できなかった。
- 市町村から提供される所得情報に基づく免除等申請勧奨を着実に実施したことにより、保険料負担が困難な被保険者への取組については一定の向上が図られた。

(2)平成21年度の対応方針

- 平成21年度においては、年金記録問題への対応を最優先としつつ、日本年金機構が設立されるまでの間(平成21年12月まで)、目標納付率80%の達成に向けて最大限努力する。
- 具体的な取組においては、非常勤職員の大幅な活用による体制強化等により、下記の収納対策を推進し、平成21年12月末時点の現年度納付率を、平成20年度の現年度納付率より3ポイント以上(年度ベースで4ポイント以上)上昇させることを目指す。

※ 平成21年度の収納対策の主な内容

①市場化テストの効果を最大限発揮させるための取組の推進

- ・本庁・社会保険事務局・事務所と受託事業者との協力・連携を強化。
- ・週次単位での進捗管理を徹底。

②保険料負担が困難な方に対する免除勧奨の徹底

- ・市町村やハローワークとの連携強化により、第1号被保険者となった者への免除制度の周知を徹底。
- ・平成21年10月から免除申請手続きの簡素化を図るとともに、勧奨後の進捗管理を徹底。
- ・基礎年金の国庫負担割合が2分の1に引き上げられたことの周知・広報を徹底。

③強制徴収の効果的な実施

- ・既着手分に対する速やかな取組を推進するため、本庁からの支援等を実施。

1 平成20年度の納付状況等について

(1) 公的年金制度全体の状況

- 公的年金加入対象者全体で見ると、約95%の者が保険料を納付（免除及び納付猶予を含む。）。
 - 未納者（注1）は約315万人、未加入者（注2）は約9万人。（公的年金加入対象者の約5%）
- ※ 平成21年4月から、基礎年金の国庫負担割合が2分の1に引き上げられ、さらに年金財政の安定化が図られたところ。

《公的年金加入者の状況（平成20年度末）》

(6,949万人)				
公的年金加入者 6,940万人				
第1号被保険者 (注3) 2,001万人		第2号被保険者 3,895万人		(注3) 第3号被保険者 1,044万人
免除者318万人 学特・猶予者 202万人	保険料納付者	厚生年金保険 (注3) 3,444万人	共済組合 (注4) 451万人	

未納者 315万人
未加入者 9万人

(注1) } 324万人
(注2)

注1) 未納者とは、24か月（平成19年4月～21年3月）の保険料が未納となっている者。

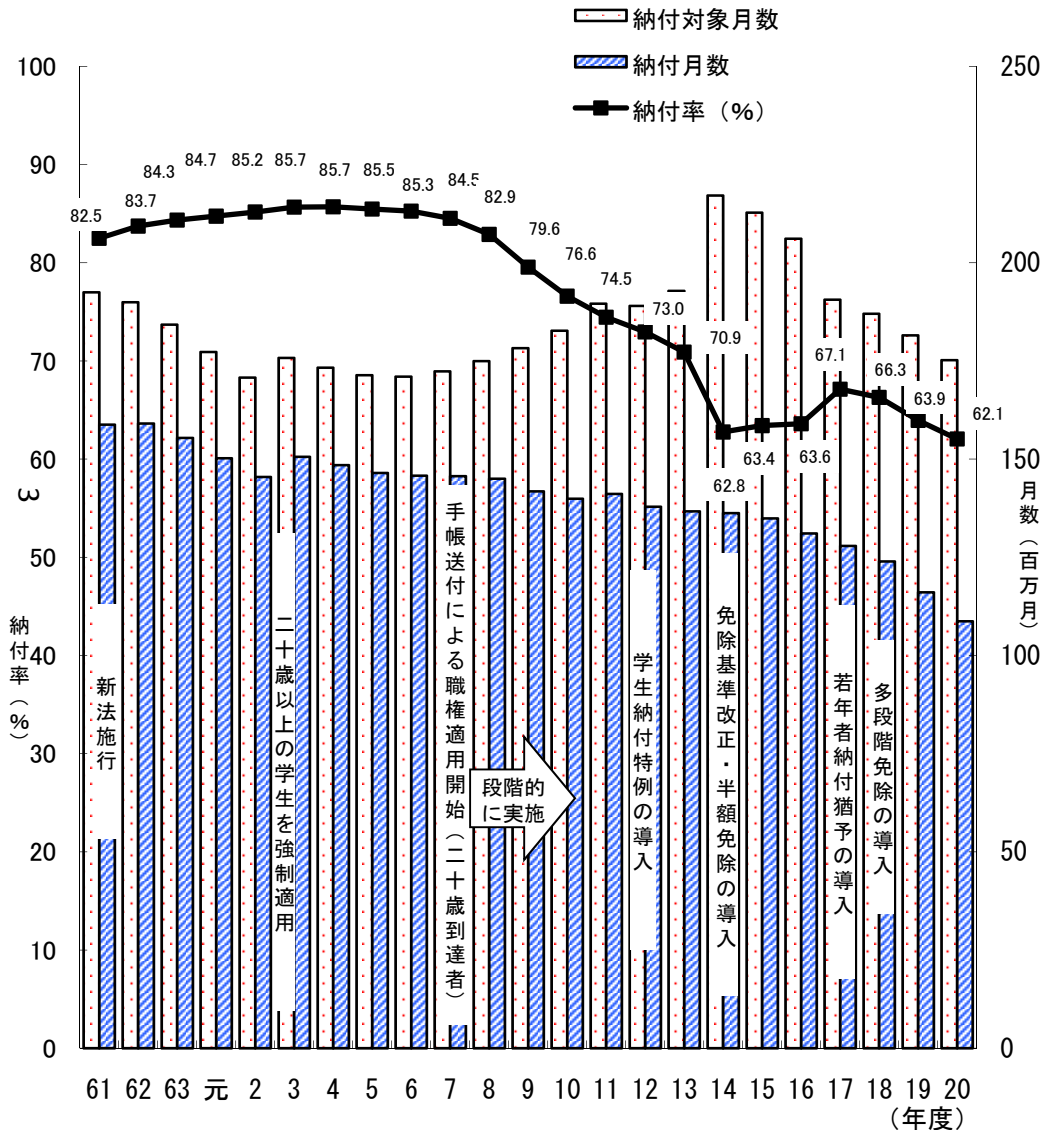
注2) 従来は公的年金加入状況等調査の結果を踏まえた数値を掲記していたが、平成19年度に実施しなかったため、平成16年度結果を線形按分した19年度の数値を仮置きしている。

注3) 平成21年3月末現在。第1号被保険者には、任意加入被保険者（35万人）が含まれている。

注4) 平成20年3月末現在。

(2) 国民年金保険料の納付状況

平成20年度の国民年金保険料の納付率等について



①平成20年度の現年度納付率は、**62.1%**
(対前年度比△1.9ポイント)

②平成18年度の最終納付率は、**70.8%**
(平成19年度末と比較して+1.7ポイント)
(平成20年度末時点)

$$\text{※ 現年度納付率 (\%)} = \frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$$

「納付対象月数」とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数・申請全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数は含まない。）であり、「納付月数」は、そのうち当該年度中（翌年度4月末まで）に実際に納付された月数である。

※ 上記最終納付率は、18年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数・申請全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数は含まない。）に対し、時効前（納期から2年以内）までに納付した月数の割合。

納付率の推移

※時効前（納期から2年以内）までに納付した者の割合は約7割。

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
15年度分保険料	63.4%	65.6%	67.4%			
16年度分保険料		63.6%	66.3%	68.2%		
17年度分保険料			67.1%	70.7%	72.4%	
18年度分保険料				66.3%	69.0%	70.8%
19年度分保険料					63.9%	66.7%
20年度分保険料						62.1%

目標納付率との関係

- 平成15年8月の第1回国民年金特別対策本部において、平成19年度の現年度分納付率80%という中長期的な目標納付率を設定した。平成20年度の目標納付率についても、平成19年8月の第6回国民年金特別対策本部において、80%を維持することとした。

しかし、平成20年度の現年度分納付率の実績は目標納付率に及ばず、62.1%となった。

(目標納付率と実績の推移)

16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
(目標) 65.7% (実績) 63.6%	(目標) 69.5% (実績) 67.1%	(目標) 74.5% (実績) 66.3%	(目標) 80.0% (実績) 63.9%	(目標) 80.0% (実績) 62.1%

4 80%とは…20歳到達者に対する職権適用がほぼ完全実施された「平成9年度の納付実績(79.6%)」等を勘案し、当面の目標値として設定。

※ 平成21年度の目標納付率については、平成20年8月の第7回国民年金特別対策本部において、日本年金機構が設立されるまでの間(平成21年12月まで)は、80%を目標とし、その達成に向けて最大限努力することとしたところである。

- また、時効までの2年間に最終的に納付された納付率をみることも一つの指標であることから、平成20年度においては、平成18年度分保険料の納付率を71.0%、平成19年度分保険料の納付率を66.9%とすることを目標としたが、目標納付率にはそれぞれ0.2ポイント及ばなかった。

平成18年度分	平成19年度分
(目標) 71.0% (実績) 70.8%	(目標) 66.9% (実績) 66.7%

2 平成20年度の取組と総括について

取組結果に係る総括

- 平成20年度の現年度納付率については、目標納付率を大きく下回る結果となったが、その主な要因としては、次のようなことが考えられる。
- ア) 経済状況の悪化に伴い失業した者など、第2号被保険者から第1号被保険者へ移行した者に対する取組が十分に実施できなかった。
 - イ) 市場化テストによる納付督促について、平成20年10月より新たに市場化テストを実施する社会保険事務所90か所が加わり、対象社会保険事務所が185か所となったところであるが、市場化テスト受託事業者との協力・連携が十分に実施できなかったこと等により、その効果が十分に発揮されなかった。
 - ウ) 年金記録問題への対応を最優先とする状況下で、職員等による納付督促等の取組が年間を通じて十分に実施できなかった。

	収納担当配置人員	うち、収納従事人員	うち、年金記録問題等対応人員
平成19年度当初	1,400人	1,400人(100%)	—
平成19年度末	1,400人	550人(40%)	850人(60%)
平成20年度末	1,500人	540人(35%)	960人(65%)

- 市町村から提供される所得情報に基づく免除等申請勧奨を着実に実施したことにより、負担能力が乏しい被保険者への取組については一定の向上が図られたところである。

	平成19年度	平成20年度	対前年度比
全額免除等合計(割合)	517万人(25.8%)	521万人(26.5%)	4万人(+0.6ポイント)

- 強制徴収の取組については、専任となる担当職員の確保が厳しい状況である中で、平成19年度以前着手分の整理を重点的に実施したことから、最終催告の新規着手件数については、年度目標を下回ることとなった。
しかし、担当職員一人当たりの差押件数や獲得納付月数については、平成18年度の実績を上回る結果となった。

3 平成21年度の収納対策について

平成21年度においては、年金記録問題への対応を最優先としつつ、日本年金機構が設立されるまでの間（平成21年12月まで）、目標納付率80%の達成に向けて最大限努力する。

具体時な取組みにおいては、非常勤職員の活用による体制強化等により、下記の収納対策を推進し、平成21年12月末時点の現年度納付率を、平成20年度の現年度納付率より3ポイント以上（年度ベースで4ポイント以上）上昇させることを目指す。

平成21年度の収納対策の主な内容

① 市場化テストの効果を最大限発揮させるための取組の推進

- 市場化テスト実施社会保険事務所について、平成21年10月より、127か所追加拡大し、全国312か所すべての事務所において実施。
- これまでの実績評価を踏まえて市場化テストの効果を最大限発揮させるため、本庁・社会保険事務局・社会保険事務所と受託事業者が協力・連携を図りつつ、一体となって収納対策に取り組む。
- 受託事業者が作成した実施計画に基づき、週次単位での進捗管理を実施。

② 保険料負担が困難な方に対する免除勧奨の徹底

- 平成21年10月から免除申請手続きの簡素化を図るとともに、勧奨後の進捗管理の徹底を図る。
- 平成21年10月から追加拡大する127か所の市場化テスト実施事務所においては、免除勧奨業務も市場化テストの対象とし、その効果を最大限発揮させる。
- 基礎年金の国庫負担割合が2分の1に引き上げられたことにより、免除期間に対する年金保障の充実が図られたことについての周知・広報に力を入れて取り組み、免除勧奨対象者の申請促進を図る。
- 市町村やハローワークとの連携強化により、失業等に伴い第1号被保険者となった者に対して、免除制度の周知、申請勧奨の徹底を図る。

③ 強制徴収の効果的な実施

- 平成21年度についても、限定された人員での取組みとなることから、業務量を十分に把握した上で実施スケジュールを策定し、効率的かつ効果的な取組みを行うための実施体制の構築にも創意工夫し、納付月数の確保に努める。
- また、平成22年1月の日本年金機構の発足に向け、平成20年度以前に着手したものについて、確実な督促状の発付、財産調査、差押えまでの取組みを着実にを行い、機構への引き継ぎが円滑にできるよう徹底を図る。